# 令和８年度「企業内介護のミニ講座～仕事と家庭介護の両立のために～」
# 募集要領

## １.趣旨

少子高齢化の進行により介護を必要とする人の数が増加しているほか、働き方の多様化に従い定年退職を迎えた後も働き続けている人が増えていることから、労働者が介護に直面する事例が増加しています。

島根県では、H29年からR4年の5年間に、介護等を理由に離職した人が約2,900人おり（R4就業構造基本調査、出産・育児を理由とする離職者約2,500人よりも多い）、介護離職は労働力確保の点で大きな課題となっているといえます。また、労働者側にとっても介護による離職は長期的には経済的・精神的に大きな負担がかかる場合や介護後の再就職が困難となるケースもあり、介護を理由とした離職を防ぎ、労使双方ともに介護と仕事を両立できる環境づくりが求められています。

こうした中、介護に悩む従業員の相談先や介護保険制度の概要について理解を深め、介護と仕事を両立できる環境づくりにつなげることを目的に「企業内介護のミニ講座～仕事と家庭介護の両立のために～」を実施します。

## ２.講座内容

・介護保険制度の概要や相談先の紹介
・介護技術の体験
・育児・介護休業法及び介護と仕事の両立支援制度の説明
※実施時間は120分程度

## ３.対象

島根県内において事業活動を行う事業者で、従業員の仕事と家庭の両立に対する支援に取り組む事業者（６社程度、実施会場は島根県内の事業所に限る）

## ４.実施期間

令和８年８月～令和８年１２月（予定）

## ５.ご対応いただくこと

・会場レイアウト等、実施に向けた県委託事業者との調整
・講座実施会場（実施企業研修室等）の設営、資料投影用機材（パソコン、モニター等）の準備等
・参加者名簿の作成、講座当日資料の印刷、参加者への配布等
・講座実施後に参加者アンケートの提出（様式は後日送付します）

※委託事業者への経費等は県が負担します。

## ６.申し込み手続き

（１）申込方法

実施を希望される場合は、添付の調査票に記入の上、下記申込先まで電子メール、郵便のいずれかの方法でお申し込みください。

調査票のデータについては県ＨＰに掲載しています。

○県・女性活躍推進課ＨＰをご覧ください

トップ ＞ くらし ＞ 人権・男女共同参画 ＞ 男女共同参画 ＞ 男女共同参画事業 ＞ 女性活躍・仕事と生活の両立支援に取り組む企業に関する情報

○二次元コード

（２）申込締切

令和８年６月１９日（金）

（３）申込先

〒690-8501　島根県松江市殿町１番地

島根県政策企画局女性活躍推進課　槙原

Tel：0852-22-5463

E-mail：josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

（４）決定

・申し込み多数の場合は、調査票に記載いただいた内容を参考に、実施企業を決定します。

※ご家族等の介護をしている従業員がいる事業者及び本ミニ講座未実施の事業者等を優先します。

・申込締切後、実施の可否についてご連絡します。

## ７．その他

実施内容（日程・企業名等）について、報道発表を行います。